

# 白梅学園大学

令和6年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和7年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 白梅学園大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」に基づく教育研究・人材育成を行うという個性・特色を反映した使命・目的及び教育目的を学則等において具体的かつ簡潔に明文化し、各種媒体を通じて公表している。しかし、研究科及び学部・学科ごとの教育目的は学則等には定めていない。人材育成に取り組んでいる各種専門職に関する法令改正等に応じ、また人材に関する社会的ニーズの把握に努めながら、社会情勢の変化等に対応した使命・目的及び教育目的の見直しを、役員、教職員が関与・参画して行っている。法人の中期実行計画及び研究科・学部・学科の三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に使命・目的及び教育目的を反映させており、使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織を整備している。

#### 「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、ホームページ等で周知し、同ポリシーに沿って入学者選抜を適切に実施している。入学定員に沿った学生数確保に努めているが、子ども学部家族・地域支援学科の収容定員充足率は低い状態が続いている。教務委員会と教務課を中心とする教職協働の学修支援体制を整備、実施している。インターンシップ制度など教育課程内外でキャリア支援教育を実施しており、キャリアサポート課が中心となって学生のキャリア支援を行っている。健康生活支援センターや大学独自の奨学金制度の運用等により、学生の健康支援・経済支援に取り組んでいる。校地・校舎面積は設置基準を満たしており、各種学修施設を適切に整備している。校舎は全て耐震基準を満たしており、バリアフリー化も進めている。各種アンケート等により学修支援や学修環境等に関する学生の意見・要望の把握と改善に取り組んでいる。

#### 〈優れた点〉

- 学生生活支援室にキャンパスソーシャルワーカーが配置され、進路等に関わる問題を含め、多様な学生相談等を実施している点は評価できる。
- 支援を必要とする学生に食料品や日用品を提供する活動「しらうめフードパントリー」が企画され、教職員と学生ボランティアにより運営されている点について、学生の要望をくみ上げた成果として評価できる。

#### 「基準3. 教育課程」について

教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、ホームページ等で周知している。ディプロマ・ポリシーを踏まえて、単位認定基準、進級基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準を定め、周知・運用している。教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーとの一貫性に留意したカリキュラム・ポリシーを策定・周知し、これに基づいて教養教育を含む教育課程を体系的に編成・運用している。アクティブ・ラーニングを取入れて授業を行っており、FD・SD委員会が中心となって授業評価アンケートやFD(Faculty Development)研修会等により教授方法の改善を進めている。三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価のためにアセスメントポリシーを策定し、これに基づく種々のデータ収集と分析、点検・評価結果のフィードバックを行い、教育内容・方法及び学修指導の改善に活用している。

#### 〈優れた点〉

- 専任教員が執筆した「アカデミック・スキルテキスト 白梅オリジナルテキスト」を導入し、教養教育段階はもとより3・4年次におけるゼミ、関連科目、大学院教育まで体系的に学修できるようにしている点は評価できる。
- 卒業論文の提出者全員が卒業論文の内容を発表する「子ども学会」を開催し、学内に公開していることは、学修成果の可視化の取組みとして評価できる。

#### 「基準4. 教員・職員」について

学則及び諸規則によって教学マネジメントにおける意思決定の権限と責任を明確にし、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を整備している。しかし、教授会の審議事項に関する規則は、学校教育法第93条に則した対応が必要である。事務組織規程、事務分掌規程に基づいて教学マネジメントの遂行に必要な職員を配置し、役割を明確化している。教員数・教授数は大学設置基準・大学院設置基準等に適合しており、教員の採用・昇任は規則に基づいて適切に行われている。FD・SD委員会を設置し、FD及びSD(Staff Development)に係る研修会を定期的を開催するなど、教職員の資質・能力向上に取り組んでいる。研究環境を整備して有効に活用しており、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。個人研究費の支給等、研究活動への資源配分は適切であり、外部資金獲得のための支援も実施している。

#### 「基準5. 経営・管理と財務」について

寄附行為等を策定し、関係法令に準拠して経営の規律と誠実性を確保した法人運営を行っている。中期実行計画を策定し、継続的に使命・目的の実現に努めている。情報公表、安全衛生管理も適正であり、環境保全、人権侵害防止と危機管理の体制も整備している。理事会を中心に使命・目的の達成に向けて意思決定できる体制が整備されて適切に機能しており、理事の選任及び理事会の運営も適正である。寄附行為に従って選任された監事が職務を適切に実施しており、監事の理事会、評議員会への出席状況も適切である。評議員の選任及び評議員会の運営は適正である。中長期にわたる資金計画を策定し、収支バランスの安定化による確実な財政基盤の確立に向けて適切な財務運営の確立に努めている。会計処理は学校法人会計基準等に準拠して適正に実施しており、予算・決算の扱いも適正で

ある。会計監査は監事及び公認会計士により行う体制を整備し、厳正に実施している。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

内部質保証に関する全学的な方針である「内部質保証方針」において自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織と位置付け、「白梅学園大学自己点検・評価規程」により同委員会の組織及び責任体制を明確化し、大学全体、教育課程、授業科目という三つのレベルごとに PDCA サイクルを確立している。学長はじめ各部門の責任者で構成される自己点検・評価委員会が中心となり、現状把握のための調査・データの収集と分析を集約する教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室と協働しながら、エビデンスに基づく自己点検・評価を恒常的かつ自主的・自律的に行っている。自己点検・評価の結果はホームページ掲載などの方法によって学内で共有し、社会へ公表している。自己点検・評価の結果及び大学機関別認証評価の結果を着実に改善に生かしており、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを確立し、その実質化に努めている。

総じて、建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」を時代状況の変化等に応じて解釈し直しながら、地域連携・社会貢献を重視して教育・研究活動の充実にさまざまな面で取り組んでいる。保育・教育・福祉の諸領域を中心とする高等教育機関として、今後の更なる発展を期待したい。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 『アカデミック・スキルテキスト』
2. 白梅子育て広場

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

##### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

### 〈理由〉

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を、学則に具体的に明文化している。しかし、研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的は、学生ハンドブックやホームページ等に掲載しているものの学則には定めておらず、学部・学科規則等としても整備していない。使命・目的及び教育目的を分かりやすく簡潔に文章化しており、各種媒体に一貫した表現で掲載している。建学の精神である「人間尊重・ヒューマニズム」に基づく教育研究・人材育成を行うことが個性・特色であり、使命・目的及び教育目的に反映し、明示している。人材育成を行っている各種専門職に関する法令改正等に応じ、アンケートを活用して人材に関する社会的ニーズの把握に努めるなど、社会情勢の変化などに対応して使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

### 〈改善を要する点〉

○研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的が学生ハンドブックやホームページ等に掲載されているが、学則等に定められていない点は改善を要する。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

### 【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

### 〈理由〉

使命・目的及び教育目的の策定、見直しについて、学部教授会、大学院教授会、理事会等において審議・報告し、意見聴取を行っており、役員、教職員が関与・参画している。使命・目的及び教育目的は学内向けには学生ハンドブック、履修案内等で示し、学外に対しては大学案内であるガイドブックやホームページ等で周知している。使命・目的及び教育目的を反映した中長期的な計画として、5年ごとの中期実行計画を策定しており、より長期の計画である「白梅学園グランドデザイン」の策定を企図している。使命・目的及び教育目的に基づいて三つのポリシーを策定し、各種媒体によって学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科及び研究科を設置し、教授会や各種委員会の他、図書館、教職教育・研究センター、子ども学研究所等の教育研究組織を整備している。

## 基準 2. 学生

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定及びその周知を行っている。アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜に関して一般入試問題を自ら作成し、適切に実施している。入学者に対する検証も適宜実施し、学科ごとに求める入学者選抜が実行できているかの確認を行っている。家族・地域支援学科の収容定員充足率が低い状態が続いているものの、その対策として、文部科学省「大学・高専機能強化支援事業」の採択を受けて特定成長分野である「デジタルグリーン」分野への改組転換を計画している。また、新設の教育学科の収容定員充足率の向上については、指定校推薦基準等の改定、3 年次編入学生の募集強化に加えて、高等学校教諭免許状取得課程の整備も計画している。

**〈改善を要する点〉**

○子ども学部家族・地域支援学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、改善が必要である。

**2-2. 学修支援**

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

**【評価】**

基準項目 2-2 を満たしている。

**〈理由〉**

学修支援体制は、教員組織の教務委員会、事務組織の教務課を中心に体制を整えている。オフィスアワー制度を全学的に実施し、適切に周知している。併せて学修支援に関しては教員と職員の協働体制を確保し、適切な個別対応を行っている。TA を活用した学修支援体制を構築し、その活性化を含めた一層の支援機能強化が検討されている。また、障がいのある学生に対する支援については「白梅学園大学・白梅学園短期大学 障害学生等支援規程」を定め、恒常的な支援体制を整えている。中途退学、休学及び留年への対応や支援については、クラス担当教員やゼミナール担当教員、学科長などが学生本人や保証人等と

の面談などを実施し、その結果を学長に具申する制度を定めるなど適切に対応している。中途退学等の傾向については、学生課での確認を経て、教学 IR 室により集計・分析を実施している。

## 2-3. キャリア支援

### 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

#### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

社会人としての教養や職業上の専門知識を養う科目を教育課程に設置し、キャリア支援教育に取り組んでいる。学生に対するキャリア支援を総合的に展開していくキャリアサポート課が設置・運営されている。キャリア支援として近隣の自治体である東京都小平市、国立市、日野市とのインターンシップを実施しており、学部の専門領域に直結した支援が行われている。また、小平市と締結した「学校インターンシップに関する協定書」を前提とした教職専攻学生のインターンシップなども行っている。キャリア支援の一環として学科のオリエンテーションセミナーでは、毎年1年次を対象に実施し、キャリア支援の基礎となっている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

学生サービスに関する組織として、学生委員会、障害学生等支援委員会が中心的に活動を行っている。なお、学生の課外活動支援は、学生組織である学生会と大学事務組織のキャリアサポート課を通して行っている。また、課外活動のクラブ・同好会には専任教員が顧問として就任している。学生の心身に関する健康相談、心的支援及び学生相談については、健康生活支援センターが設置されており、学生課総合窓口との連携によって対応している。また、同センターは、学生健康支援室、学生相談室、学生生活支援室で構成し、学生の多様なニーズに適切に対応している。特に、キャンパスソーシャルワーカーの配置は学生対応・支援の柔軟性を確保している。学生の経済的支援としては、日本学生支援機構の奨学金以外に、大学独自の奨学金制度である「白梅給付奨学金」と「白梅特待生奨学金」が制度化されている。

#### 〈優れた点〉

○学生生活支援室にキャンパスソーシャルワーカーが配置され、進路等に関わる問題を含

め、多様な学生相談等を実施している点は評価できる。

## 2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

### 〈理由〉

校地面積、校舎面積は設置基準を満たし、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設等の施設設備は十分に授業に活用されている。また、施設・設備の運営と管理は、関係諸法令に基づき点検、修繕、更新等が適切に実施され、一部の教室では改修を行い、オンライン・オンデマンド授業に対応できる ICT（情報通信技術）機器が導入されている。図書館規模は適正であり、幼児教育・保育の専攻学生を支援する絵本を多く所蔵し、それらを十分に利用できる環境を整備している。スロープ、段差ステップの整備や車椅子昇降機を設置するなど、学修等の学内活動の利便性に配慮している。演習科目、実習関連科目については、関係法令に則した履修者数を設定している。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

授業評価アンケートを実施し、その結果は、FD・SD 委員会で適切に分析し、授業等にフィードバックして活用している。また、多くの授業では「リアクションペーパー」も活用し、学生の意見を常に把握できる環境を整備している。学生の意見をくみ上げるシステムとして学生会や学生委員会が行うアンケート調査等もあり、学修環境に関わる学生の要望や意見等を適切に把握し、校舎・施設等の改修あるいは学修環境支援活動なども企画、実施している。また、学生の生活に関する意見・要望については、学生課が窓口となり専門的な組織への連絡・共有が行われている。例えば、心身の支援が必要な学生の場合には、健康生活支援センターへの連絡等によって個別に対応している。学生の意見・要望に関して、多角的に把握し、適切に対応する制度を構築している。

〈優れた点〉

- 支援を必要とする学生に食料品や日用品を提供する活動「しらうめフードパントリー」が企画され、教職員と学生ボランティアにより運営されている点について、学生の要望をくみ上げた成果として評価できる。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーについては、学科又は研究科ごとに教育目的を踏まえて定め、ホームページ、ガイドブック、履修案内、学生ハンドブックなどで周知している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、学則をはじめとする学内規則に定められており、履修案内に掲載することで学生に周知している。授業計画及び成績評価基準については、シラバスにおいて、「授業計画と授業内容」及び「成績評価方法と成績評価基準」として示されている。大学院研究科の学位論文に係る評価に当たっての基準を設定し、ホームページで公表している。単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等については、教務委員会、教授会、大学院教授会で厳正に運用している。単位を授与するために必要な授業時間については学則に定め、適切に確保している。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

カリキュラム・ポリシーについては、学科又は研究科ごとに教育目的を踏まえて定め、ホームページ、ガイドブック、履修案内、学生ハンドブックなどで周知している。カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性については、学科ごとにカリキュラムマップを策定し、科目群の位置付けや学年ごとの課程を示すことで、確保している。教育課程については、カリキュラム・ポリシーに即して体系的に編成し、実施している。教養教育は大学の使命・目的に照らし、1年次から3年次にかけて年間4単位以上の均等な履修を促すなど適切に実施している。授業内容・方法の工夫については、アクティブ・ラーニングを中心とした授業を実施し、授業の活性化を図っている。教授方法の改善を進めるための組織体制については、授業メンター制度を整備している。

〈優れた点〉

○専任教員が執筆した「アカデミック・スキルテキスト 白梅オリジナルテキスト」を導入し、教養教育段階はもとより3・4年次におけるゼミ、関連科目、大学院教育まで体系的に学修できるようにしている点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

アセスメントポリシーに基づき、入学時アンケート、学修行動調査、卒業時アンケート、卒業後アンケートなどのアンケート調査の実施と卒論ルーブリック評価や中間評価で学修成果の点検・評価が行われている。三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果については、その可視化としてカリキュラムマトリクスを導入している。学修成果の明示として卒論ルーブリックを導入し、達成度を測るために卒業論文の最終的な成績・評価とは別に指導過程での到達度評価も行われている。卒論ルーブリックの導入に伴い、中間評価として「学修成果の可視化の取り組み（中間評価）」を実施し、結果を明示している。学修成果の点検・評価はアセスメントポリシーに基づき、主に教学 IR 室が各種アンケート等を実施し、その結果をファクトブックにまとめ、教学マネジメント・IR委員会及び学科長が共有している。

〈優れた点〉

○卒業論文の提出者全員が卒業論文の内容を発表する「子ども学会」を開催し、学内に公開していることは、学修成果の可視化の取り組みとして評価できる。

## 基準 4. 教員・職員

### 【評価】

基準 4 を満たしている。

### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

### 〈理由〉

学則第 5 条に「学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定し、校務における最終的な決定権が学長にあることを明確にしているが、同第 10 条に定める教授会の審議事項に関する事項は、学校教育法を踏まえ、学長が定め、周知する対応を要する。

学長を補佐する体制として、副学長及び学長補佐を置き、教学マネジメントにおいて適切なリーダーシップを発揮するための組織として執行会議及び部長・学科長会議を組織している。

大学の使命・目的を達成するために、学長のリーダーシップのもとに、教授会や各種委員会等を配置することにより、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメント体制を構築している。

事務組織は、職員を規則により適切に配置し、役割と権限を明確化、教学マネジメントの機能性を確保している。

### 〈改善を要する点〉

- 学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号を踏まえて、大学学則第 10 条第 1 項第 3 号において学長が定めるべき教育課程の編成や教員審査等の「教育研究に関する重要事項」が、同法第 93 条第 3 項に対応する学則第 10 条第 2 項として定められている点は改善を要する。

### 4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

### 【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

教育組織は、大学及び大学院設置基準、各免許・資格に関する法令・基準等に沿い必要とされる専任教員数を満たし、適正に配置している。

専任教員の採用手続きは、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員採用細則」及び「白梅学園大学・白梅学園短期大学採用細則の運用に関する申し合わせ」に基づき公募し、昇格については、「白梅学園大学・白梅学園短期大学教員昇格細則」に基づいて、申請手続き及び審査手順を定め、適切に運用している。

専任教員の資格審査については、選考委員会及び人事委員会において審査が行われ、候補者を学長に選考理由とともに答申し、学長が教授会に諮り決定している。

「白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程」により、委員会を設置し、教職員が建学の理念、教育目標の実現のため、組織的な取組みを推進するための具体的方策を提案し、FD・SD 活動の積極的な推進を図っている。

#### 4-3. 職員の研修

##### 4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD に関しては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学 FD・SD 委員会規程」を定め、同委員会が新入教職員研修などを実施するほか、学生人権擁護委員会と共催で研修会を実施するなど、組織的に行っている。FD・SD 委員会が全学的に実施する以外にも、専任職員の SD 活動については研修費が支給されており、そのほか職務に関する外部の研修会に参加することによって大学運営に関わる職員の資質・能力向上に取り組んでいる。

#### 4-4. 研究支援

##### 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

##### 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

##### 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

専任教員については、全員に基本的な設備が備えられた研究室が用意され、快適な研究環境を整備し、有効に活用している。

研究倫理に関しては、「白梅学園大学・白梅学園短期大学における研究活動に係る行動規範」を定めるほか、研究活動における不正行為及び公的研究費の不正使用防止への対応として、各種規則を整備し、厳正に運用している。

研究費に関しては、個人研究費のほか、学内公募による子ども学研究所の研究助成金、学長裁量費に関する規則を整備しており、研究活動への資源配分は適切である。人的支援としても、研究補助者を採用するといった対応をしている。

## 基準 5. 経営・管理と財務

### 【評価】

基準 5 を満たしている。

### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

### 〈理由〉

学校法人は教育基本法、学校教育法その他の関係法令及び寄附行為に基づき、規律と誠実性の確保を基本とする経営及び管理運営を行っており、「ガバナンス・コード」を制定・公表し、公共性・信頼性及び透明性の確保に努めている。

使命・目的を実現するため、「第 1 期中期実行計画」を、最終年度の令和 5(2023)年度に振り返りを実施し、その進捗結果等を踏まえ、「第 2 次中期実行計画（令和 6(2024)年度～令和 10(2028)年度）」を策定し、令和 5(2023)年度から「白梅学園ランドデザイン」の検討も開始しており、引続き使命・目的の実現を目指している。

学校法人に属する関係者全員の人権を擁護するために、「学校法人白梅学園人権侵害の防止に関する規則」を設け、人権侵害の防止及び排除に努めている。

消防法に基づき、「消防計画」や「自衛防災表」等を作成し、避難訓練を実施する等、安全確保に努めている。

### 5-2. 理事会の機能

- 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

### 〈理由〉

理事の選任は寄附行為に基づき適切に行われ、理事会への出席状況は、概ね良好であり、欠席時には詳細な意思表示の書面が提出されている。

私立学校法及び寄附行為にのっとり理事会を運営し、法人の重要事項について審議・決定している。円滑な運営を図るため、常勤理事会を設置し、「理事会から常勤理事会への付託（令和元(2019)年5月20日理事会承認）」に基づき日常の業務運営における意思決定の他、法人及び大学を含む各部門との事前調整・必要事項の整理等を行っている。

### 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

#### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

#### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

常勤の理事で構成する常勤理事会は大学の学長、学部長も構成員であり、大学・併設の短期大学事務局部長が理事会・常勤理事会・評議員会に陪席するなど、法人と大学との意思疎通と連携を図ることができる体制となっている。寄附行為に、理事長は法人を代表し、業務を総理することを定め、理事会の招集、議長を務めるなど、リーダーシップを発揮できる環境を整備している。理事会・常勤理事会・評議員会の議事録は共有フォルダを通じて教職員に公開されており、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携、教職員の提案などをくみ上げる仕組みが整備されている。

監事は寄附行為の定めに従い、理事会、評議員会に出席し、財産の状況及び業務執行状況の確認を行い、理事会、評議員会にその内容を報告している。評議員会の運営は、寄附行為に基づき適切に行われ、私立学校法第 42 条の事項については、評議員会の諮問事項と規定し、あらかじめ意見を聴いている。

### 5-4. 財務基盤と収支

#### 5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

#### 5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

#### 【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

令和元(2019)年9月に発表した報告書「白梅学園の充実・発展に向けて」において、法人の資金状態について危機意識を共有の上、過去そして今後中長期にわたる資金状況を分析した資金計画を策定し、実行しており、収支差額は減少傾向にあるが黒字経営が続いている。中期実行計画を具体的に実現するための各年度の事業計画は、資金計画に基づいており、確実な財政基盤の確立、収支バランスの安定化に向け適切な財務運営の確立に努め

ている。

使命・目的及び教育目的の達成のため、資金計画においては人件費・物件費より ICT・施設も含めた教育研究費に資金シフトを行っており、子ども学研究所においては科学研究費助成事業の申請支援を実施するなど外部資金の導入努力を行っている。

資産運用は、資金運用規程に基づき、適切に行われている。

## 5-5. 会計

### 5-5-① 会計処理の適正な実施

### 5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

#### 【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

会計処理は、会計規程に基づき学校法人会計基準に準拠し、適正に実施している。

会計監査は、監事及び公認会計士により行う体制を整備し、厳正に実施されている。

学生数の大幅な減少などによる当初の事業計画及び予算の大幅な変更が生じた場合には、「補正予算編成方針および予算変更における手続きについて」により補正予算を編成するものとされている。

## 基準 6. 内部質保証

#### 【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

#### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学・大学院学則において自己点検・評価を実施して結果を公表すると定め、内部質保証に関する全学的な方針として内部質保証方針を策定、明示している。内部質保証方針において自己点検・評価委員会を内部質保証のための恒常的な組織と規定し、「白梅学園大学自己点検・評価規程」によって同委員会の組織及び責任体制を明確化している。自己点検・評価委員会は学長はじめ各部門の責任者で構成されており、自己点検・評価の実務を担当する自己評価担当者を設置して全学的な体制で自己点検・評価を行っている。自己点検・評価委員会は、各種データの収集・分析を行う教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室と協働することによって、全学の諸活動について網羅的な検証を行うことのできる内部

質保証体制を構築している。

## 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

- 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
- 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

### 〈理由〉

「白梅学園大学自己点検・評価規程」「白梅学園大学自己点検・評価規程細則」に基づき、自己点検・評価委員会と自己点検・評価運営委員会を組織し、内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。日本高等教育評価機構の基準項目に準拠した自己点検・評価票を用い、自己点検・評価委員会が中心となって全学的な教職協働により、エビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。自己点検・評価の結果は概要としてまとめ、自己点検・評価委員会での審議、教授会での報告を経て、ホームページにて公表している。大学機関別認証評価を受ける年には、自己点検評価書を作成し、評価結果公表後にホームページに掲載している。教学マネジメント・IR 委員会及び教学 IR 室を設置し、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

## 6-3. 内部質保証の機能性

- 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

### 〈理由〉

内部質保証方針に基づき、大学レベル、教育課程レベル、授業レベルの内部質保証システム、PDCA サイクルの仕組み、体制を確立している。三つのポリシーを起点とした教育の質保証のために学修成果評価方針としてアセスメントポリシーを整備し、これに基づくデータの収集と分析、各部署・委員会等へのフィードバックを教学マネジメント・IR 委員会と教学 IR 室が行っている。中期実行計画及び各年度の事業計画における進捗・達成状況を事業報告書において検証し、改善に結びつけている。また、大学機関別認証評価において指摘された事項等の改善に着実に取り組み、その結果を適切に公表している。このように大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みを確立し、その実質化に努めている。

### 〈参考意見〉

- 研究科及び学部・学科ごとの人材の養成に関する目的や教育上の目的が学則等に定められておらず、大学・大学院学則に定める教授会の審議事項が学校教育法第 93 条の趣旨

に対応していない点が見られるので、内部質保証の観点から速やかな対応が望まれる。

## 大学独自の基準に対する概評

### 基準A. 子ども学研究所を基盤とした地域社会との連携及び地域社会への貢献

#### A-1. 地域連携事業に関する方針と体制

- A-1-① 子ども学研究所による地域連携事業の方針
- A-1-② 子ども学研究所による地域連携事業の組織・体制
- A-1-③ 地域社会との連携状況

#### A-2. 地域連携事業の活動内容と成果

- A-2-① 子ども学研究所による多様な分野による具体的な地域活動
- A-2-② その他地域活動、公開講座等による発信活動

#### 【概評】

子ども学研究所は、令和元(2019)年の設立以来、教育・研究成果を地域に還元し、地域社会への貢献を目指して活動している。同研究所の活動は大きく三つに分けられる。一つは、「研究事業」であり、子ども学に関する研究を支援し、その成果を広く発信する。二つ目は、「地域連携事業」であり、地域課題解決のための活動や、大学独自の分野における先端的な研究・活動を支援する。そして三つ目が、「成果発信事業」であり、公開講座や雑誌「子ども学」の発行を通して、研究成果や実践知を地域に還元する。特に、「地域課題解決型活動プロジェクト」の公募や特定課題活動の支援など、地域が抱える諸課題の解決に向けて積極的に取り組んでいる点は特筆すべき点である。また、組織体制の構築においても、外部顧問や相談役との連携、運営会議や連絡会の実施など、着実に取り組んでいる。

同研究所は、地域課題解決に向けた積極的な取り組みや、近隣自治体との連携など、地域貢献に向けて着実に成果を挙げている。多様な地域活動の実施と、公開講座や雑誌「子ども学」による成果発信は、同研究所の大きな特徴といえる。これらの活動を通して、地域活動で得られた知見や実践知を広く地域に還元している。地域連携事業の活動内容と成果は、多様な地域活動の実施、近隣自治体との連携、大学教員と地域住民の交流、公開講座や雑誌「子ども学」による成果発信などに典型的に表れている。同研究所は、多様な地域活動と成果発信を通して、地域貢献に向けて着実に有益な成果を挙げている。

## 特記事項（自己点検評価書から転載）

### 1. 『アカデミック・スキルテキスト』

学部教育における研究倫理教育の実質化が求められ、学修者本位の教育が求められている時代背景を受けて、スタディ・スキルならびに研究倫理教育に関する全学共通テキストを作成した。本学の学位分野、教育課程に対応させた内容とするために、市販のテキストではなくオリジナルのテキストとして作成することが、学術情報委員会より提案された。

本学において、教養教育の在り方を問い直すことにもつながることから、教養教育課程委員会と学術情報委員会、研究倫理審査委員会を中心としたワーキング・グループを立ち上げ、令和5(2023)年度に内容検討を本格化させ、執筆を開始した。その結果、スタディ・スキルと研究倫理に焦点化し、かつ、学年による学びの質の差に対応させるために三部構成のテキストを完成させた。令和6(2024)年度より教養教育の卒業必修科目「教養基礎演習」「教養発展演習」では教科書として使用し、さらには専門教育課程での「専門ゼミナール」を始め、研究倫理が必要な科目についての参考テキストとした。本テキストを導入することによって、入学段階から卒業段階までのアカデミック・スキルの獲得を体系的に、共通的に学修できるようになった。また大学院での学修者に必要な研究倫理教育についても発展的な内容を網羅させた。本テキストを使用することで、全学的なアカデミック・スキルの向上、研究倫理教育の充実が可能となった。

### 2. 白梅子育て広場

平成17(2005)年にスタートした「白梅子育て広場」（以下、子育て広場）の活動は、平成16(2006)年度文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム」の補助金を得て全学的な活動として教育研究を充実させ、平成19(2007)年度には「白梅子育て広場 GP 学生委員会」（以下、GP 学生委員会）を組織し、以後全学科1年生が履修する授業と、GP 学生委員会の活動を併せて継続している。現在は「地域子育て支援演習」担当教員が運営支援している。

令和5(2023)年度では、学内で子育て広場を3回実施し、4月開催の際は武蔵野美術大学の学生も準備から参加、8月オープンキャンパスでは活動紹介の他に高校生の参加があった。また、学園祭（10月）でも子育て広場を実施した。学外活動としては、ルネこだいら夏休みフェスタ（8月）、小平市産業祭（11月）で出前広場を実施。また、新たな地域連携として、令和4(2022)年にブリヂストンを拠点に立ち上がった「小平共創コミュニティ」にも参加した。これは小平市の福祉団体（障がい児の放課後デイサービス、福祉作業所、地域生活支援センター）や武蔵野美術大学、白梅学園大学の学生有志が、それぞれの取り組みで感じる課題を共有し、コミュニティメンバーの経験や知識、つながりを生かして、地域の社会課題解決を目指すというもので、「つながるまつり」へ参加するとともに、異彩たちのアート展でワークショップを実施した。さらに、地域の高齢者施設の小川ホームにて行われた「おがワンプフェスティバル」にも参加した。1月には第17回シンポジウムを開催し、活動総括をするとともに、地域住民とのグループディスカッションも実施した。

GP 学生委員会の学生は、積極的に活動に取り組んでおり、卒業後も子育て広場開催時に参加する者も多い。子育て広場の活動を通して、学生の企画力、実践力、省察力などが伸びるとともに、上級生や地域の人たちと学び合う関係性も着実に広がっている。